取扱注意

富士河口湖町
TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

富士河口湖おもてなし割事業

事業者向け取扱マニュアル

令和４年１１月２８日版

事業期間

令和４年 １２月１日（木）～ 令和５年２月２８日（火）

※事務局より別途の指示が無い限り、上記期間は本マニュアルが適用されます。
※マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかのご確認をお願いいたします。
※上記期間については、延長又は短縮となる場合があります。

<富士河口湖おもてなし割事務局>

宿泊事業者専用
☎：055-267-5733
✉：kawaguchikoyukyaku@bsec.jp

商品券事業者専用
☎：055-269-6114
✉：kawaguchikosyohinken@bsec.jp

受付時間：月～金 10:00～17:00 (土日祝、12/29～1/3休業)

目次

１．事業内容について　・・・・・・・・・　Ｐ３

２．商品券について　・・・・・・・・・　Ｐ６

３．【商品券事業者】業務の流れ　・・・・・・・・・　Ｐ９

４．【宿泊事業者】業務の流れ　・・・・・・・・・　Ｐ１１

１．事業内容について

（１）本事業の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている本町観光産業の反転攻勢を強力に推進するとともに、本町の地域経済活性化を図ることを目的として、本町内の宿泊事業者等が宿泊料金の補助を実施することにより誘客を促進する

（２）事業の概要

<table>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="3"><u>令和４年１２月１日（木）～令和５年２月２７日（月）宿泊分</u>
※年末年始（12月28日宿泊～令和5年1月3日宿泊）は補助金対象とはなりません。
※令和５年2月27日（火）宿泊分を含む連泊利用等の場合においては、
補助金対象は令和５年２月27日（月）宿泊分までとし、令和５年２月28日（火）宿泊分以降は補助金対象とはなりません。</td></tr>
<tr><td>予約期間</td><td colspan="3">令和4年１２月１日（木）～ 令和５年２月２７日（月）</td></tr>
<tr><td>補助金対象商品</td><td colspan="3">富士河口湖町内に１泊以上宿泊をする際の宿泊料金とする。</td></tr>
<tr><td>補助金対象者</td><td colspan="3">富士河口湖町に旅行する者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助金交付額</td><td>区分</td><td>宿泊補助金額</td><td>商品券額</td></tr>
<tr><td>宿泊料金が1人１泊あたり
<u>20,000円以上</u></td><td>5,000円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>宿泊料金が1人１泊あたり
<u>8,000円以上20,000円未満</u></td><td>3,000円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>商品券有効期限</td><td colspan="3">令和４年１２月１日（木）～ 令和５年２月２８日（火）</td></tr>
<tr><td>補助金制限（1人あたり）</td><td colspan="3">宿泊補助額　１５，０００円
商品券補助額　６，０００円
※ひとつの旅程において。利用回数に制限はありません。</td></tr>
</table>

※上記の金額はすべて税込みです。
※平日と休日の区別はありません。

１．事業内容について

（３）既存予約の取扱いについて

すでに予約されている令和４年12月1日～令和5年2月27日宿泊分までの旅行の取扱いについては、補助の対象**外**とします 。

（４）補助金適用条件

宿泊事業者は、宿泊受付の際は、旅館業法第6条に則り、宿泊者名簿に必要な情報を収集してください。事務局への提出は必要ございませんが、事務局の申し出に応じて提出をお願いする場合があります。

（５）全国旅行支援との併用

本事業と全国旅行支援との併用はできません。
宿泊客の混乱を防止するとともに宿泊施設での煩雑な業務を軽減するためです。

（６）旅行者事由により、宿泊が取消された場合の補助金取扱いについて

各OTAの指示に従い、取扱いください。お客様事由による取消の際、取消料は補助金適用前の宿泊料金に対し発生します。

（７）事業登録取消しについて

本事業の登録を辞退する場合は、辞退の14日前までに事務局へ連絡してください。
またお客様が利用しようとした際には、必ず補助金の対象外であることをお伝えください。
事業辞退前に、商品券事業者は未換金の商品券を速やかに換金依頼すること。

（８）公費出張・教育旅行・大会参加目的の宿泊について

①　公費出張

国及び地方公共団体が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するものには補助金適用外となります。 例：招待旅行、研修旅行等

②　修学旅行・教育旅行

修学旅行等の学校行事は補助金適用の対象としております。当該団体を受け入れる際には、以下の点にご留意ください。

●修学旅行等の学校行事であることの証明
　各宿泊施設において、チェックイン時等に引率責任者から、特別活動の学校行事の一つとして各学校において計画された旅行であることを証明する書類の提示が必要となります。
（例：宿泊を伴う校外行事を実施する際の県、または県教育委員会もしくは市町村教育委員会への事前届け出書の写）

●修学旅行等に同伴する先生は、公費で同伴される場合は本事業の補助金適用外

③ 特定大会への参加目的の宿泊

次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問いません。）は「旅行全体」が本事業の対象外です。

※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。

（本事業対象外の特定大会）

- 国民体育大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- 全国中学校体育大会（全中）
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- 全国植樹祭
- 全国育樹祭
- 全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- 全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）

（９）その他留意事項について

① 換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは補助金適用対象外です。
（QUOカード、商品券、ビール券、おこめ券等　紙・デジタルを問いません）

② 本事業を活用して宿泊する旅行者に対して、富士河口湖町内で使用可能な「商品券」を発行します。
各宿泊施設において配付業務が発生します。ご了承ください。

③ 新型コロナウィルスの感染拡大等の影響により、本事業が中止となる場合があります。
その場合に発生するキャンセル料金等については、本事業では負担できません。

（１０）不正が発覚した場合について

架空宿泊による補助金の不正受給、商品券の不正配布等、万一不正行為が発覚した場合には、事業の登録取消を行います。また、支払い済の補助金についても不適切と判断された場合は、過去に遡って補助金の返還を求めます。

①「ノーショー」や「宿泊の取消し」で実際の参加がなかった場合
事前決済で宿泊料金を全額を収受していたとしても、ノーショーや取消しの場合は補助の対象外です。取消された宿泊に対しては、補助金の申請はできません。

②架空予約や、他人の名前による予約など、捏造された場合
架空予約や、他人の名前借りによる偽予約の疑いがある場合はエビデンスの確認対象となります。調査の結果によっては補助金の返還を求めます。

2．商品券（富士河口湖おもてなし割商品券）について

（１）商品券について

本事業を利用して宿泊された旅行者に対して、1人1泊あたり、1,000～2,000円の商品券をお渡しすることとなっております。※商品券は、事務局から宿泊施設へお送りします。

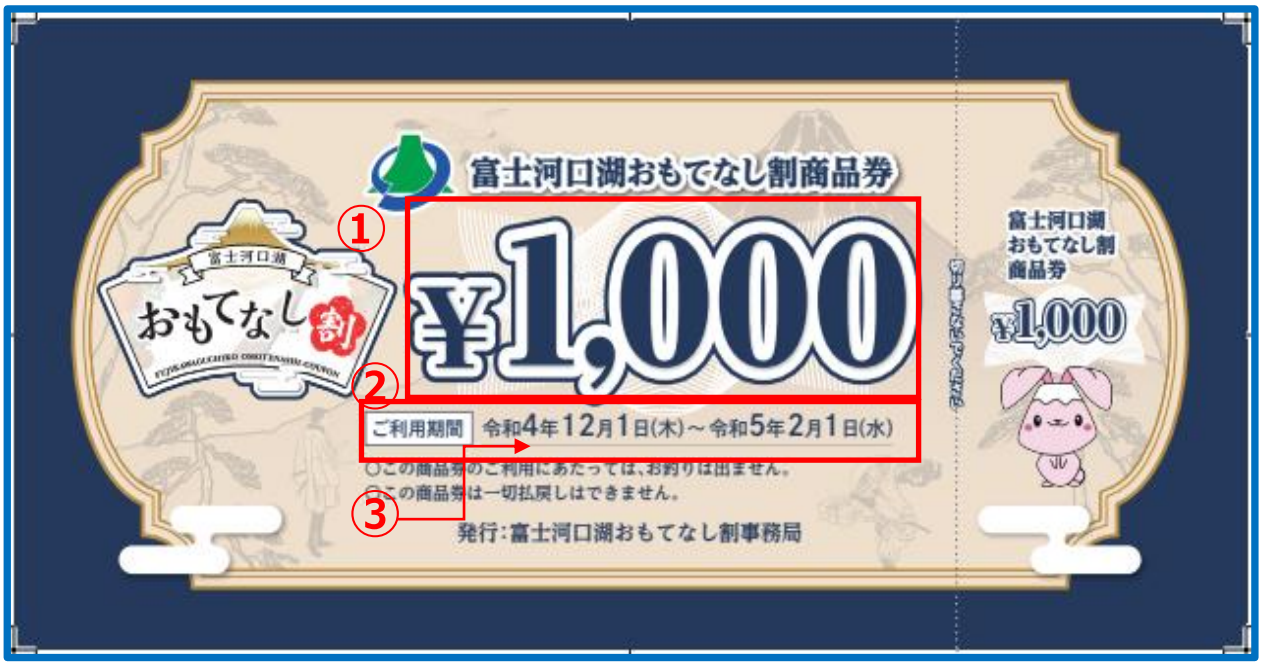

表面

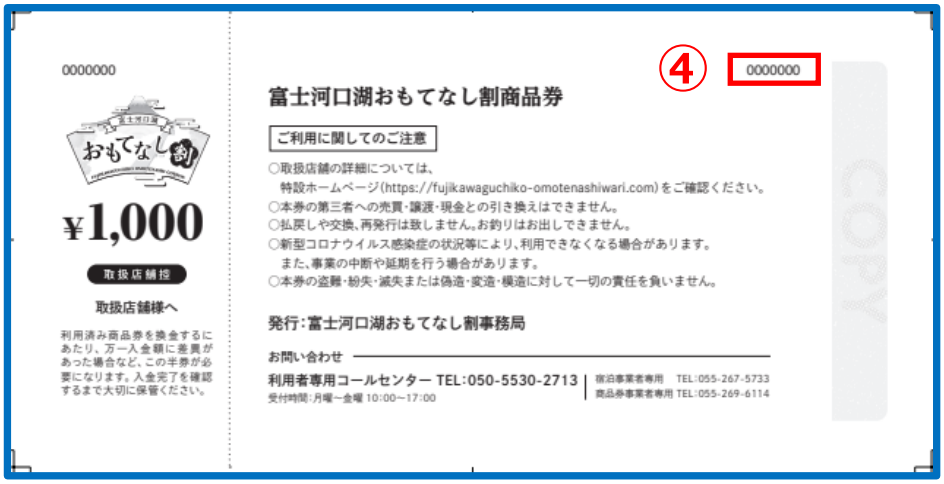

裏面

①券面額
本事業では1,000円券のみ作成。1,000円券以外は利用不可

②ご利用有効期限
2022年１２月１日～2023年２月２８日まで有効です。
券面は2023年2月1日までの有効期間になっていますが、2月28日までご利用いただけます。

③マイクロ文字
通常のコピー機では複製できない**マイクロ文字**を、有効期限の下線として記載

④券通番
券ごとの番号

2．商品券（富士河口湖おもてなし割商品券）について

（2）商品券の取扱い詳細について

① 商品券が使える利用可能店舗一覧は、本事業専用ＷＥＢサイトで公開を予定しております。 https://fujikawaguchiko-omotenashiwari.com

② 商品券の付与対象は、宿泊料金が1人1泊あたり、下記の補助金適用者のみとなります。
宿泊料金8,000円以上20,000円未満の宿泊者　1,000円
宿泊料金20,000円以上の宿泊者　2,000円

③ 商品券の券種は1,000円券のみとなります。

④ 商品券の対象の考え方についての詳細は、次ページをご確認ください。

⑤ 宿泊事業者についても、商品券取扱可能店舗としても登録可能です。宿泊施設内の宿泊料金以外のお支払いに利用できます。
※商品券取扱可能店舗になるには、HPより申込書・誓約書・口座確認書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて指定のメールアドレスまでご連絡ください。
商品券事業者申込先　✉：kawaguchikosyohinken@bsec.jp

⑥ **商品券は、富士河口湖町内の商品券取扱可能店舗でのみ利用可能、その他の自治体では利用不可です。**
（例）東京都のお客様が山梨県に宿泊し商品券を付与された場合、その商品券は富士河口湖町内の取扱可能店舗でのみ使用可能です。東京都では利用不可となります。

⑦ 富士河口湖おもてなし割以外のOTAが発行している他クーポンとの併用はできません。

⑧ 宿泊事業者の過失により、商品券の紛失、過剰付与、補助金適用対象外の旅行者への誤配布等をした場合は、該当の商品券の券番号を確認し、速やかに事務局にご連絡ください。事務局にて該当の配布商品券の登録を行います。その上で、該当の商品券の使用が確認された場合、その相当額を宿泊事業者に求償する場合もあります。

＜富士河口湖おもてなし割事務局＞
〒400-0031　山梨県甲府市丸の内2-16-5　MUSビル3階

商品券事業者専用　☎：055-269-6114
✉：kawaguchikosyohinken@bsec.jp

受付時間：月～金 10:00～17:00 (土日祝、12/29～1/3休業)

資料：商品券の取扱について

（１）遵守事項

ア　商品券は物品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能とする。
イ　利用金額が商品券面額に満たない場合でも、つり銭は支払わないこととする。
ウ　商品券を現金に換金することはできないこととする。
エ　利用期間を過ぎた商品券は無効とする。

（２）利用対象とならないもの

ア 行政機関等への支払い
① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
② 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
③ 宝くじ（ジャンボ宝くじ、toto、BIG等）
④ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）
※運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

イ 日常生活における継続的な支払い
① 電気、ガス、水道、電話料金等
② NHK放送受信料
③ 不動産賃料
④ 駐車場の月極・定期利用料
※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
⑤ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

ウ 換金性の高いものの購入
① 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
③ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

エ その他
① 商品券の利用エリア内でサービスが完結しないもの
※利用者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）
② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
③ 授業料、入学検定料、入学金等
※アクティビティのガイド料等は対象
④ 宿泊料金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
⑤ 既存の債務の弁済
⑥ 各種サービスのキャンセル料
⑦ 電子商取引
⑧ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
⑨ 公序良俗に反するもの
⑩ 社会通念上不適当とされるもの
⑪ その他各取扱店舗が指定するもの

3．【商品券事業者】業務の流れ

商品券事業者の皆様あてに、１２月中旬に事務局より以下の**換金セットを送付**します。
・換金専用封用（4回分）
・換金用伝票（4回分）
換金セットが届いたら、換金スケジュール（10ページ）を確認し、以下の手順に沿って事務局へ商品券を送付ください。

①ミシン目に沿って、ハサミ等で商品券（大小）を切り離してください。

事務局送付用（大）

換金申請の際に必要です。
換金専用封筒に入れて事務局に送付してください。

店舗控え（小）

振込金額に異議がある場合に必要です。
店舗にて大切に保管してください。

②換金用伝票に以下の項目を漏れなく記入
「事業者コード」・「店舗名」・「電話番号」・「送付枚数」、[合計金額]

③換金専用封筒に以下の２点を封入し、切手を貼らずに投函ください。
「記入済みの換金用伝票」、「商品券　事務局送付用（大）」

記入日 令和　年　月　日　　提出用

富士河口湖おもてなし割 換金伝票

事業者コード 1

商品券	枚
合計金額	0 0 0 円

登録店舗名

日中連絡先
電話番号

事務局使用欄

1枚目：事務局送付用

換金用伝票

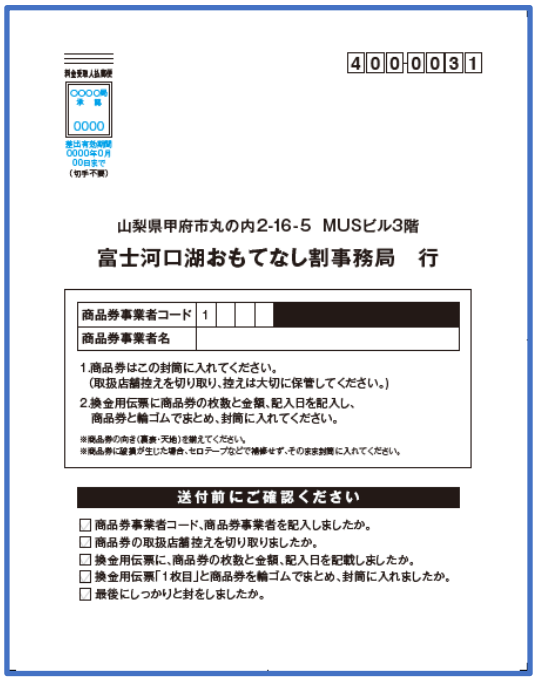
4 0 0 - 0 0 3 1

山梨県甲府市丸の内2-16-5 MUSビル3階
富士河口湖おもてなし割事務局　行

商品券事業者コード	1
商品券事業者名	

1.商品券はこの封筒に入れてください。
（取扱店舗控えを切り取り、控えは大切に保管してください。）
2.換金用伝票に商品券の枚数と金額、記入日を記入し、
商品券と輪ゴムで束とめ、封筒に入れてください。
※商品券の向き（裏表・天地）を揃えてください。
※商品券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。

送付前にご確認ください

□ 商品券事業者コード、商品券事業者名を記入しましたか。
□ 商品券の取扱店舗控えを切り取りましたか。
□ 換金用伝票に、商品券の枚数と金額、記入日を記載しましたか。
□ 換金用伝票「1枚目」と商品券を輪ゴムで束とめ、封筒に入れましたか。
□ 最後にしっかりと封をしましたか。

換金専用封筒

3．【商品券事業者】業務の流れ

送付の際の注意事項

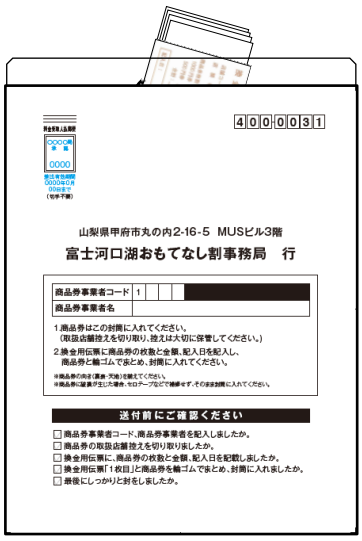

・店舗毎に必ず換金用伝票を記載してください。
・換金用伝票は複写式となっております。二枚目の取扱可能店舗控え片は、各店舗で大切に保管ください。
・換金申請は1ヵ月に１回となります。専用封筒1通・換金用伝票1セットのみ利用してください。
・切り取った商品券片（大）も忘れず封入してください。
・切り取った商品券片（小）は店舗控えとなります。
・商品券片の枚数が多く、換金用封筒に入りきらない場合は、事務局までご相談ください。
・富士河口湖おもてなし割商品券以外のものは受け付けられません。入れ間違いにご注意ください。

商品券送付による申請の場合のスケジュール

・事前に登録された口座に、以下の日程で振り込みを行います。
・振込名義人名は「富士河口湖おもてなし割」となります。
・振込手数料は事務局負担となります。
・最終申請〆切日**（事務局必着日　３月１５日（水））**を過ぎた換金申請については一切受け付けできません。

	事務局必着締切	事務局審査	入金日（予定）
1	2023年1月4日（水）	1月5日～1月12日	1月13日（金）
2	2023年1月31日（火）	2月1日～2月9日	2月10日（金）
3	2023年3月1日（水）	3月2日～3月9日	3月10日（金）
4	2023年3月15日（水）	3月16日～3月23日	3月24日（金）

その他

・事務局からの入金額は必ずご確認ください。
・事務局からの入金額に異議のある場合は、入金日から10日以内に事務局へお申し出ください。

＜富士河口湖おもてなし割事務局＞
商品券事業者専用　☎：055-269-6114
✉：kawaguchikosyohinken@bsec.jp

受付時間：月～金 10:00～17:00 (土日祝、12/29～1/3休業)

４．【宿泊事業者】業務の流れ

宿泊事業者の皆様あてに、１１月下旬ごろに事務局より商品券を送付します。
商品券受領後に必ず、商品券の検品をし、記載されている券番号と枚数を確認し、受領証の返送をお願いします。

①補助金を適用した宿泊客へ商品券を配布

各OTAからの指示のもと、補助金を適用した宿泊客へ商品券を配布してください。
商品券種は1,000円券のみであるため、2,000円の場合は2枚渡してください。

宿泊料金8,000円以上20,000円未満の宿泊者	1,000円
宿泊料金20,000円以上の宿泊者	2,000円

★注意　無料の子供は商品券配布対象ではありません。

②配布後、台帳へ配布枚数等を記録

対象宿泊客へ商品券を配布した際は、HP掲載の商品券配布台帳（指定フォーム）に以下の内容を各予約記録ごとに入力または記載してください。
（記載事項）宿泊日、部屋番号、配布対象人数、配布金額
指定フォームは本事業HPの事業者用ページからダウンロードください。（11月下旬公開）

★必ず商品券の在庫を確認し、配布する商品券が不足している場合は事務局へ連絡をしてください。商品券のお渡しは翌営業日の午後以降となります。
郵送で受領した場合は必ず、商品券の検品及び同封の受領書に必要事項をご記入の上、事務局**FAX：055-269-9227**までご返信ください。

③毎月末、事務局あてに商品券配布台帳を送付

入力または記載いただいた商品券配布台帳は翌月の指定日までに事務局へメールにて送付お願いいたします。

2022年12月分	⇒	1月15日（日）
2023年1月分	⇒	2月10日（金）
2023年2月分	⇒	3月10日（金）

【送付先】 富士河口湖おもてなし割事務局 **kawaguchikoyukyaku@bsec.jp**

＜富士河口湖おもてなし割事務局＞
〒400-0031　山梨県甲府市丸の内2-16-5　MUSビル3階

宿泊事業者専用　☎：055-267-5733　FAX：055-269-9227
✉：kawaguchikoyukyaku@bsec.jp

受付時間：月～金 10:00～17:00 (土日祝、12/29～1/3休業)

富士河口湖
おもてなし割
FUJIKAWAGUCHIKO OMOTENASHI COUPON

<富士河口湖おもてなし割事務局>
〒400-0031
山梨県甲府市丸の内2-16-5　MUSビル3階

宿泊事業者専用
☎：055-267-5733
✉：kawaguchikoyukyaku@bsec.jp

商品券事業者専用
☎：055-269-6114
✉：kawaguchikosyohinken@bsec.jp

受付時間：月～金 10:00～17:00
(土日祝、12/29～1/3休業)